

江別市子ども医療費助成制度における所得制限の撤廃について

1 概要

江別市の子ども医療費助成制度は、児童手当の所得制限に準拠し、助成要件として保護者の所得制限を設けておりました。

児童手当法が一部改正され、10月から児童手当の所得制限が撤廃されたことから、江別市の子ども医療費助成についても、保護者の所得制限を撤廃し助成対象を拡大しました。

これにより、市内に住民登録がある中学3年生までの全ての子どもが医療費助成の対象となりました。

これまで市の医療費助成を受けていなかった中学3年生までの子どもの保護者には、勧奨通知を送付のうえ申請受付を行い、申請された方には、すでに受給者証を発送しており、10月1日診療分から助成対象となっております。

2 現在の助成範囲及び内容

【一部負担金】

区 分		通院	入院	指定訪問看護
未就学児	課税	初診時一部負担金（※1）		1割負担
	非課税			
小学生	課税	1割負担（※2）	初診時一部負担金	1割負担
	非課税	初診時一部負担金		
中学生	課税	1割負担		1割負担
	非課税	初診時一部負担金		

（※1）初診時一部負担金 = 初診の時にかかる自己負担金（医科 580 円・歯科 510 円）で、再診の場合や調剤分については発生しません。

（※2）1割負担 = 総医療費の1割が自己負担となります。ただし、次の月額上限があります。

- ・通院のみの場合：18,000 円<年間上限額 144,000 円（8 月から翌年 7 月診療分までの 1 年間）>
- ・入院を含む場合：57,600 円<多数回該当の場合 44,400 円>
 - ※過去 12 か月以内に月額上限に 3 回以上達した場合、4 回目から多数回該当となります。
- ・訪問看護の場合：住民税非課税世帯 8,000 円、住民税課税世帯 18,000 円